

神戸市里親関係団体補助要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、神戸市より里親の登録を受けた者で構成されている団体（以下「里親関係団体」という。）が行う事業のうち、市内における里親制度の普及、啓発等の活動を推進させ、家庭養護を担う里親の登録拡大と資質の向上に寄与すると認められる事業（補助対象事業）の経費の一部を、予算の範囲内で補助することについて神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 里親関係団体は、規約を有し、役員を選出、予算及び決算や事業計画等の団体の運営において重要な事項を年1回以上の総会を開催して決定させることのできる団体であり、前項の目的を果たすことができると神戸市が判断した団体に限る。

(補助対象となる里親関係団体及び事業)

第2条 補助対象となる里親関係団体は、神戸市より登録を受けた里親が広く参画できる団体とする。

2 補助対象事業は以下の事業とする。

(1) 団体として行う事業活動

- ① 児童の養育技術・環境調整その他児童福祉に関する研究
- ② 財団法人全国里親会等関係団体に対する連絡、調整
- ③ 会員相互の連絡及び親睦並びに受託児童の厚生に関する事業
- ④ 近畿里親研修会等の各種研究協議会への参加及び企画、運営
- ⑤ 里親の奨励

(2) 団体として行う普及・啓発事業

- ① 里親・里親経験者による出前講座事業

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は当該年度の予算の範囲内において第2条第2項各号に定める事業に要する費用のそれぞれ2分の1を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 里親関係団体は、補助金の交付を受けようとするときは、申請書（別紙（1））をこども家庭センターを通じて市長に提出しなくてはならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請について審査し、補助が適当と認められるときは、速やかに、補助金交付決定書（別紙（2））により当該里親関係団体に通知する。

2 市長は、補助金交付決定通知書の交付にあたり必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた里親関係団体は、請求書(別紙(3))を市長に提出するものとし、市長はその請求内容を適当と認めたときは前金払で補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行し、平成24年4月1日に遡って適用する。

この要綱は、平成30年4月20日から施行し、平成30年4月1日に遡って適用する。

別紙（1）

平成 年 月 日

神戸市長 へ

住 所
団体名
代表者

㊞

補助金交付申請書

下記のとおり補助されたく、神戸市里親関係団体補助要綱第4条の規定により申請します。

記

1 申請金額

			千			円
--	--	--	---	--	--	---

2 補助内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書

別紙（2）

神ここ第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長 印

補助金交付決定書

平成 年 月 日付けで申請のあった事業補助については、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助決定金額 円
- 2 補助の内容
- 3 補助の対象となる事業
- 4 補助の条件
事業年度終了後、速やかに次の書類を市長に提出すること。
①収支決算報告書
②事業報告書

担当 神戸市こども家庭局
こども家庭センター 総務係

別紙（3）

平成 年 月 日

請求書兼受領委任状兼口座指定書

〒 区 町 丁目 番号
住 所 神戸市

（委任者） 氏 名

⑩

平成 年度分

を下記のとおり請求します。

また、
下記2の金額の受領を委任します。

を代理人と定め、下記1の補助による

記

1 補助名

2 請 求 金 額

¥

受領委任する金額

上記権限の委任を受けることを承諾します。下記の銀行口座に振込みしてください。

（受任者）住所

〒 -

氏名

⑩

Tel () -

銀行名	支店名	預金種目	1. 普通	2. 当座
口座番号				
口座名義 (カナ) *30字を越える場合、31字 以下は省略				
		振込通知 のハガキ	1. 送って下さい。 2. 金額を入れずに送って下さい。	3. 不要です。

(注) 口座名義は、受任者と同一の名義であること。